

社会福祉法人致知会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人致知会（以下「当法人」という）定款第 8 条及び定款第 21 条の規定に基づき、評議員及び理事・監事（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等については、次の通り報酬等を支給する。但し、当法人の職員を兼ね、職員給与が支給される理事に対しては、報酬は一切支払わない。

(報酬等の支給基準と総額)

第 3 条 役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、下記金額を支給する。併せて、下記の旅費（交通費、宿泊料）を支給する。なお、旅費の金額の算定方法や支払方法等の細則については、社会福祉法人致知会旅費規程に準ずる。

(役員等の報酬)

役職名	支給の根拠	1 回又は 1 日当たり報酬額	支給総額（限度額）
評議員	会議・職務での出席	10,000 円	40,000 円
理事	会議・職務での出席	10,000 円	100,000 円
監事	会議・監査での出席	10,000 円	150,000 円

※職員給与が支給される理事に対しては、報酬は一切支払わない。

<役員等の旅費>

交通費				宿泊料	
鉄道便	船賃	車賃	航空賃	甲地	乙地
実費 (特別便可)	実費 (上級)	1 Kmにつき 35 円または 実費	実費	16,000 円 又は 実費	13,000 円 又は 実費

- 役員が役員会等に参加し、報酬が支払われる場合は、日当部分は支払われないものとする。
- 宿泊料の欄中、甲地とは、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和 60 年法第 97 号）第 11 条の 3 の規定による調整手当の支給地域の区分で甲地方とされている地域のうち、三大都市圏（東京・大阪・名古屋）の地域をいい、乙地とはその他の地域をいう。
- 熊本空港から航空機を利用し移動する場合は、出発地から熊本空港までの往復旅費として、4,000 円を支給する

- 4 目的地が到着した空港から遠く、旅費が嵩む場合は、空港から目的地までの鉄道又はバスの運賃を支給するものとする。
- 5 業務の都合上、宿泊施設が特定される場合は、実費を支給する。

(公表)

第 4 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(旅費の支給)

第 5 条 理事長の要請に基づき、役員等の職務に直接関係がない用務で出張したときには、下記の旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。なお、旅費の金額の算定方法や支払方法等の細則については、社会福祉法人致知会旅費規程に準ずる。

交通費				日当	宿泊料	
鉄道便	船賃	車賃	航空賃	1 日につき	甲地	乙地
実費 (特別便可)	実費 (上級)	1 Km につき 35 円または実費	実費	8,000 円	16,000 円 又は 実費	13,000 円 又は 実費

※第 3 条の＜役員等の旅費＞備考欄 1 から 5 を準用する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 7 条 この規程に関する事務は、理事長の指揮のもと、法人事務局が当たる。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 24 日から施行する。

2 この改正は令和 7 年 6 月 28 日から施行する。